平成２８年（フ）第２１号
茨城県日立市中成沢町１丁目５番２号
債務者　高橋　寿弥
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第６３号
茨城県日立市東町２丁目８番10―202号
債務者　仙波七三二
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第６７号
茨城県日立市南高野町１丁目17番12号
債務者　永井　綾子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第４２号
兵庫県朝来市和田山町秋葉台４番地72
債務者　友成　高久
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第７４５号
広島市南区宇品神田５丁目26番16―402号
債務者　武智志津枝
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３６号
広島県東広島市西条町郷曽363番地24　ハムレットコミューンＥ棟401号
債務者　平下　新也
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６２号
広島市安芸区矢野東４丁目４番22―305号　ファミーユ半田
債務者　坂本　静枝
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７９号
広島市安佐北区亀山５丁目８番25―102号
債務者　古本　彩花（旧姓藍原）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９０号
広島市中区竹屋町７番９―504号
債務者　益成　　昇
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５０６号
広島県廿日市市大野2049番地11
債務者　平川　美沙
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５１号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目42番16―42号
債務者　竹ノ内理絵
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８９号
北海道苫小牧市字高丘６番地の32　公住２―406
債務者　山田　智子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第６５号
福島市瀬上町字東町１丁目４―11　クオリティ瀬ノ上201、住民票上の住所埼玉県三郷市鷹野５丁目260番地４　第一コーポ野本203号
債務者　武内　宏司
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第６８号
福島県田村市船引町船引字鐙ヶ池109番地49
債務者　横山ゆかり
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
福島県郡山市逢瀬町多田野字河田堀91番地の３、前住所神奈川県川崎市中原区上小田中６丁目46番３号　ＨＡＲＩＫＡＥコーポ　201
債務者　橋本　浩平
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
千葉県東金市北之幸谷920番地１　シティイースト101
債務者　松尾あゆ美（旧姓髙坂・両角）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２０５号
新潟市西区松海が丘２丁目13番３号
債務者　佐藤　睦子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０７号
新潟市秋葉区中野４丁目15番14号
債務者　須佐　道代
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
新潟地方裁判所民事部